

## 第24期佐世保市農業委員会第29回総会議事録

1 開催日時 令和4年10月27日(木) 13時30分から15時00分

2 開催場所 市役所4階 全員協議会室

3 出席農業委員(19名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	北村 憲治	委員 12番	伊賀崎典正
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	中里 政義	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 8番	小川 憲市	委員 18番	内野 正実
委員 9番	牟田 昇	委員 19番	大宅 和子
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員

なし

5 出席推進委員(18名)

針尾地区	原 和文	中里地区	永田富士夫
江上地区	古川 清志	相浦、九十九地区	富川 利光
宮地区	坂口 要	吉井地区	末永 広幸
三川内地区	迎 篤之	世知原地区	尾崎 修平
早岐地区	久野 利幸	宇久地区	畠中 辰秀
日宇地区	磯本 安男	小佐々地区	松田 眞
佐世保地区	松永 豊吉	江迎地区	小川 憲人
柚木地区	宮崎 敦	鹿町地区	松田 庄二
大野地区	村田 司		
皆瀬地区	山口 良行		

6 欠席推進委員

なし

## 7 農業委員会事務局職員

事務局局長 松瀬 哲  
事務局次長 小長 賢二  
事務局係長 博多屋孝昭  
事務局主査 岩佐 隆志  
事務局主任主事 田中 豊  
事務局主任主事 牟田 雄介  
事務局主任主事 佐藤 拓磨

## 8 議事日程

議事録署名委員の指名

第289号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について  
第290号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について  
第291号議案 農地改良等届について  
第292号議案 非農地証明願について  
第293号議案 非農地通知の取消について  
第294号議案 非農地通知について  
第295号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第296号議案 農地法第3条の規定による買受適格証明願について  
第297号議案 農用地利用集積計画（案）について  
第298号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について  
報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告4 農地転用許可不要案件の受理について  
報告5 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について  
報告6 佐世保市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱に係る事前協議開催状況について  
報告7 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告8 農用地利用集積・配分計画解約通知について

## 9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第29回総会を開会いたします。一、開会。  
①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。朝晩冷え込む季節となりましたが、今年は夏から冬までの期間

が短くなったのではないかと思われるぐらい急激に冷え込む日が続くようになりました。また、コロナウイルスが収まったわけではございませんので、十分配慮しながら進めて参りたいと思います。

議案について慎重にご審議賜りたいと思います。以上で開会にあたりましての私のご挨拶とさせていただきます。

副会長        それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局        はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。欠席の届が提出されておられませんので、現に在任する委員19名のうち19名の出席により過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、委員定足数には関係ございませんが、推進委員からの欠席届も提出されていないことを併せてご報告いたします。以上です。

副会長        ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、4番 中里政義委員、6番 浦清一委員、補充として7番 川口勇二委員にお願いいたします。

議長        それでは早速、議事に入りたいと思います。

第289号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について事務局の説明をお願いします。

事務局        はい、第289号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、説明いたします。

1番、中里地区。8月の総会であがった議案の計画変更です。当初計画者、変更申請者は記載のとおりです。申請地及び転用目的は当初計画と変わりはありません。変更の理由としましては、当初計画どおりに着手したが、隣接市道の交通量と通行人が多く、駐車場から市道への出庫時に見通しが悪く危険であることが判明。周囲の安全への配慮から市道並みの高さまで嵩上げすることが適当と判断されたためです。耕作者なし、農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは佐世保市立中里小学校から西に約420mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.2m。東側隣接農地との間は土羽により安定勾配を保ち締固め施工することから、被害を及ぼすおそれはない。日照通風、工作物を設けないことから、被害を及ぼすおそれはない。排水計画、雨水自然流下、水路放流。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。許可期間に変更はありません。本計画変更承認申請については当初申請と同一事業者による、計画の一部変更のため、新たな転用許可は必要としません。

2番、相浦・九十九地区。当初計画者、変更申請者は記載のとおりです。申請地については当初計画と変わりありません。当初の転用計画は資材置場。計画変更後の転用目

的にも変わりありませんが、資材置場の面積減少に伴い面積に変更が生じております。変更の理由としましては、当初、西九州自動車道弓張トンネル工事に係る資機材置場として利用していたが、申請地において小野橋上部工工事が生じたため計画者が変更になったものです。耕作者あり。農振内農用地の一時転用です。参考事項としまして、こちらは小野町公民館より北東に約380mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高3.0m。川べりに大型土のうを設置して、河川への土砂流出が起こらないようにする。日照通風。周辺に農地はなく、建物も建設しないため、周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれはない。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。農地復元計画書の内容としましては、土木シートを撤去して有効土及び作土を埋め戻し、原形復元する。となっております。当初許可期間は令和3年4月15日から令和5年4月14日となっており、変更後は令和4年1月15日から令和6年4月14日までに変更となっております。本計画変更承認申請については当初申請と異なる事業者による、計画の一部変更及び許可期間の変更のため、新たな転用許可が必要となります。

以上ですが、1番の案件について、関係する委員の方がおられます。  
よろしく願いいたします。

議 長 1番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番中里地区。

1 1 番 11番近藤です。10月23日に永田委員と現地を見て参りました。市道の高さまで造成するとのことですが、問題ないと見て参りました。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

永田委員 中里地区の永田です。近藤委員が言われたとおりで、問題ありません。

議 長 それでは、この案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

1 3 番 13番水口です。1番の案件は今回計画変更承認申請が提出なされましたが、すでに工事は完成しており、すでに運用されているように見えるのですが、どうなっているのでしょうか。

議 長 近藤委員から回答をお願いします。

1 1 番 1 1 番近藤です。8月に許可があり、造成を行ったものの現在工事自体は止まっており  
ます。

議 長 よろしいでしょうか。他に質問はございませんか。

9 番 9 番牟田です。変更内容に市道並みの高さに造成を行う。造成計画では盛土最高1.  
2mと記載されておりますが、今回の申請でこれ以上造成を行うようになるのでしょ  
うか。

議 長 事務局の説明をお願いします。

事 務 局 事務局です。当初計画では盛土最高0.8m、今回変更は盛土最高1.2mになっ  
ております。

9 番 当初計画盛土最高0.8m、計画変更盛土最高1.2mになるとわかりやすいので、  
そのように記載をお願いします。

議 長 事務局は今後記載方法を検討するように。

議 長 他に質問はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。1番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙  
手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、許可相当として県に進達いたします。  
委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。2番相浦、九十九地区。

1 2 番 1 2 番伊賀崎です。10月26日に富川委員と現地を見て参りました。現地は西九州  
自動車道の工事を行っており、資材置場として継続して利用されるとのことで問題ない  
と見て参りました。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。今伊賀崎委員が言われたとおりで、問題ありません。

議 長 それでは、この案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

1 5 番 1 5 番西尾です。土木シートを敷いて一時転用で利用することになっていると思いますが、土木シートの損傷や破損がないか現状を教えてください。

議 長 事務局の説明をお願いします。

事務局 事務局です。土木シートは土に埋まっている状態ですので内部の方の破損については外部から確認が出来ていない状態です。当時の計画通りに土木シートの上に土嚢を積んで造成の工事を行っているということは外部から確認できました。内部の状況については復元の時に確認するしか方法はないと考えております。

議 長 他に質問はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。第 2 8 9 号議案につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、許可相当として県に進達いたします。

次に、第 2 9 0 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第 2 9 0 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請（一時転用）について、説明に入る前に、議案の差し替えがございますので本日配付しております。そちらをご覧ください。それでは第 2 9 0 号議案農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請（一時転用）についてをご説明します。1 番、相浦、九十九地区。こちらは先ほどの 2 8 9 号議案において、計画変更承認申請が行われた 2 番の案件の計画者変更に係る申請となります。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、小野町の 4 筆。地目は、登記田、畑、現況田、畑。面積は 4 筆合計で 4 3 0 . 6 7 m<sup>2</sup>です。転用目的はクレーン設置及び資機材設置場所。権利は、賃借権設定、1 年 5 か月です。施設は、資材置場 8 4 . 8 3 m<sup>2</sup>、重機配置 6 6 . 5 5 m<sup>2</sup>、駐車場 3 台。耕作者あり。農地区分は、農振内農用地です。参考事項としまして、こちらは小野町公民館より北東に約 3 8 0 m の位

置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高3.0m。川べりに大型土のうを設置して、河川への土砂流出が起らないようにする。日照通風。周辺に農地はなく、建物も建設しないため、周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれはない。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。農地復元計画書の内容としましては、土木シートを撤去して有効土及び作土を埋め戻し、原形復元する。となっています。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番相浦、九十九地区。

1 2 番 12番伊賀崎です。10月26日に富川委員と現地を見て参りました。第289号議案の時にも述べたように資材置場として継続して利用されるとのことで問題ないと見て参りました。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。今伊賀崎委員が言われたとおりで、問題ありません。

議 長 それでは、この案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

1 3 番 13番水口です。参考事項に佐世保市長の意見書添付予定と記載されておりますが、佐世保市長の意見書が議案を審議するうえで必要な書類かどうか。またどのような内容のものになるのかご教授ください。

議 長 事務局の説明をお願いします。

事 務 局 事務局です。農業振興地域の農用地計画については、佐世保市が策定しています。今回の申請地は農用地区域に該当しており、原則として転用はできない制度になっています。

しかし、一時転用であれば佐世保市に意見を聴取し、問題がなければ一時転用許可が可能です。今回も農政課へ農用地計画上問題ないことを意見聴取しました。

議 長 他に質問はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。第290号議案につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第290号議案については、許可相当として県に進達いたします。続きまして、第291号議案 農地改良等届について事務局の説明をお願いします。

事務局 第291号議案 農地改良等届について、説明いたします。  
1番、宮地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在は宮津町の1筆。地目は、登記田、現況山林。農地面積、施工面積は213㎡です。農地改良を必要とする理由は畑として利用する為。参考事項としまして、こちらは佐世保市南部漁協から南へ約400mの位置にあります。作付計画はみかん。作付予定日は令和5年9月30日。工事期間は令和4年11月1日から令和5年3月31日。施工者、土の採取場所、土の種類は、記載のとおりで、埋立ての高さは、盛土最高1.0mとなっております。土の量は213㎡、添付書類等は記載のとおりです。こちらは、農振内白地です。

なお、1番の案件について、関係する委員の方がおられます。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 1番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

坂口委員 宮地区の坂口です。10月23日に届出人と現地を見てまいりました。この農地は届出人所有の樹園地に隣接した耕作放棄地でありまして8月の総会にて所有権移転を行い、取得された農地です。盛土を行った後、苗木を植えて隣接農地と一体的に使用するための改良工事として、被害防除計画通り施工していただければ何ら問題ないとみてまいりました。

議長 それでは、この案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。第291号議案につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、受理することといたします。



議 長 委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 続きますして、第292号議案 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第292号議案 非農地証明願について、説明いたします。

1番、日宇地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は大和町の1筆。登記地目畑、現況宅地。面積は33㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは佐世保市立日宇小学校から南東に約530mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-1に該当します。

2番、大野地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は瀬戸越町の1筆。登記地目畑、現況宅地。面積は399㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは県立佐世保西高等学校から南西に約320mの位置にあり、農振外で、事由の②-1に該当します。

3番、宇久地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は宇久町平の1筆。登記地目畑、現況宅地。面積540㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらはエビスが丘中央公園入口より北へ約120mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-3-3に該当します。

以上です。ご審議よろしく願います。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番日宇地区。

6 番 6番浦です。10月23日に磯本委員と現地を見て参りました。問題ないと見て参りました。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

磯本委員 日宇地区の磯本です。浦委員が言われたとおりで、問題ありません。

議 長 続きますして、2番大野地区

9 番 9番牟田です。10月24日に村田委員と現地を見て参りました。願出の理由のとおり現地は農地法施行の前より宅地として利用されており特に問題はございません。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

村田委員 大野地区の村田です。牟田委員が言われたとおりで、問題ありません。

議 長 続きます、3番宇久地区

1 5 番 15番西尾です。10月22日に現地調査を行いました。この案件は昭和50年に転用の許可が下りていますが、その後地目変更を行っていただけですので何ら問題はございません。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

畠中委員 宇久地区の畠中です。西尾委員が言われたとおりで、問題ありません。

議 長 この案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第292号議案について非農地証明を交付することといたします。続きます、第293号議案 非農地通知の取消について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第293号議案非農地通知の取消について、ご説明いたします。  
議案記載のとおり農業委員会総会開催日において非農地と判断した土地について、申出等により現地再調査を行った結果、確認に誤りがあったことが判明し、農地に該当すると判断したため非農地通知を取り消すものです。土地の所在、地目、面積等は記載のとおりです。取消にあたりましては、改めて、非農地通知の取消の通知を土地の所有者に送ることになります。

議 長 それでは、本件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第293号議案について、非農地通知を取り消すことといたします。続きまして、第294号議案 非農地通知について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第294号議案非農地通知について説明いたします。

今回の非農地通知案件は、193筆で面積が124,456.11㎡です。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、本件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、本件について非農地通知を発出することといたします。

続きまして、第295議案 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第295号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。

1番針尾地区譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地針尾東町の4筆、地目は登記畑、現況樹園地。面積合計4,460㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

2番針尾地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地針尾東町の1筆、地目は登記田、現況樹園地。面積1,482㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

3番吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地吉井町田原の8筆、地目は登記田、現況田。面積合計6,984㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上3件です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1、2番針尾地区。

1 番 1番有馬です。10月25日に原推進委員と現場を見てまいりました。特に問題ない

と見てまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

原 委 員 針尾地区の原です。特に問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 続きまして、3番吉井地区。

1 3 番 13番水口です。10月25日に末永推進委員と譲受人と現場を見てまいりました。これまでの所有者は高齢、あまり条件が良くない水田で農地を手放したいと考えていたようです。今回の買い手が見つかりよかったと思います。特に問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

末永委員 吉井地区の末永です。特に問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第295号議案については、許可することといたします。

続きまして、第296議案 農地法第3条の規定による買受適格証明願について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第296号議案 農地法第3条の規定による買受適格証明願について、説明いたします。

この議案は、長崎地方裁判所佐世保支部による不動産競売事件に係る期間入札参加のための証明願いです。1番早岐地区。土地の所在は重尾町の1筆。地目は登記田、現況休耕。面積476㎡。農振内白地。願出人の経営状況等は記載のとおりです。参考事項といたしまして、入札期間は令和4年12月5日から令和4年12月12日午後4時までとなっております。この議案については、農地法第3条許可申請に準じて審議しますので、承認を得られれば、競売後の落札者による3条申請は、局長専決で許可いたします。なお、買受適格証明願については、競売に係る情報になりますので、守秘義務の徹底をお願いします。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長        それでは、担当委員の調査結果ですが、1番については、私から報告します。10月25日に久野推進委員と見て参りました。申請地は現在休耕ではあるが、すぐに利用できるを見て参りました。願出人は針尾地区でみかんを中心に栽培されている農家であることから問題ないと見てまいりました。

議 長        それでは地区担当推進委員の意見を申し上げます。

久野委員     早岐地区の久野です。委員の言われた通り特に問題ないと見て参りました。

議 長        願出人の経営状況について主な経営地がある針尾地区の農業委員の意見を申し上げます。

1 番        1番有馬です。みかん主体で耕作されており、問題ないと思われま

議 長        針尾地区担当推進委員の意見を申し上げます

原 委 員     針尾地区の原です。何ら問題ないと思われま

議 長        それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員        (なし)

議 長        ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員     (挙手多数)

議 長        賛成多数ですので、第296号議案については、適格者であると認め証明書を交付することといたします。なお、この議案については守秘義務の徹底をよろしくお願い致します。

続きまして、第297号議案 農用地利用集積計画(案)について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局     はい、第297号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。

利用権の設定は、針尾地区1件、宮地区2件、早岐地区1件、大野地区1件、鹿町地区1件の合計6件です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。集積に関与した委員・推進委員名に記載漏れがございましたら、ご教示ください。なお、5番の大野地区の案件について、関係する委員がおられます。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 5番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願ひます。

～委員退席～

議 長 それでは、5番の議案についてご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。5番の案件について承認されました。委員は入室願ひます。

～委員入室～

議 長 それでは、5番以外の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。第297号議案につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第297号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願ひます。続きまして、第298号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第298号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につきまして宮地区2件、早岐地区1件、柚木地区1件、世知原地区3件、小佐々地区1件の合計8件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。なお、8番の小佐々地区の案件について、関係する委員がおられます。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 8番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議 長 それでは、8番の案件について意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。8番の案件について承認されました。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 それでは、8番以外の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。第298号議案につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第298号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願います。続きまして、報告案件に移ります。事務局の報告をお願いします。

事務局 はい、事務局です。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告4 農地転用許可不要案件の受理について

報告5 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について

報告6 佐世保市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱に係る事前協議開催

状況について

報告7 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告8 農用地利用集積・配分計画解約通知について

以上、添付しております資料のとおりですので、ご確認をお願いいたします。以上です。

議 長 続きます、その他に移ります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 【荒廃農地の調査について】  
【農業委員・農地利用最適化推進委員の改選について】  
【タブレットについて】  
【総会の日程について】  
【意見書に対する市長の回答について】

議 長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第29回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。